

米国年次報告書における オペレーショナル・レビューの会計学的意義

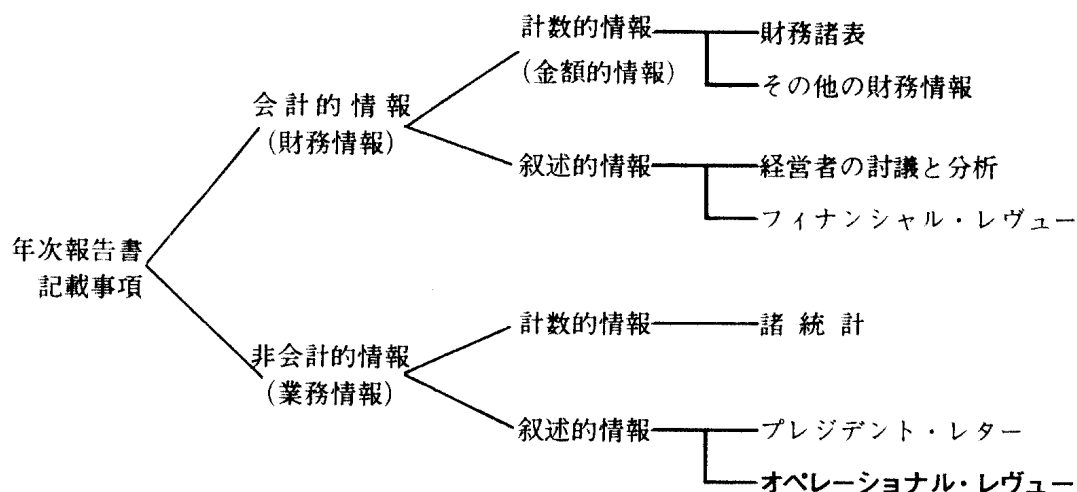
平 松 一 夫

I. はじめに

米国企業の株主向け年次報告書 (Annual Report to Shareholders) は、企業の事業活動全般を株主に報告する最も重要な媒体として扱われている。この年次報告書において、財務情報と並んで多くの紙数を占めるのがオペレーショナル・レビュー (Operational Review, Review of Operations) である。オペレーショナル・レビューは文字通り企業の営業ないし業務を叙述的に説明するものであり、またそれゆえに会計学上はほとんど論じられることがなかった。本稿では、敢えて米国企業の年次報告書におけるこのオペレーショナル・レビューに焦点を当て、その会計学的意義を考察しようとするものである。

ところで、年次報告書には種々の情報が記載されている。いま、会計学的観点から年次報告書記載事項を会計的（財務）情報と非会計的（業務）情報とに区分し、さらにその各々を計数的情報と叙述的情報とに区分して、主要事項を位置づけてみると第1図のごとくになる。

第1図 年次報告書記載事項の分類



第1図にしたがって表現するならば、本稿の課題は「財務諸表その他の財務情報に対するオペレーショナル・レビューの関係が如何なるものであるかを財務情報の観点から解明すること」にほかならない。

このような課題に接近するため、本稿では第2節でオペレーショナル・レビューをめぐる3つの指針を検討することによってその性格を明らかにし、次に第3節で実態調査によりその構成と内容の特徴を指摘する。そしてこれにもとづいて、第4節においてオペレーショナル・レビューの会計学的な位置づけを試みるものである。

Ⅱ. オペレーショナル・レビューをめぐる3つの指針

オペレーショナル・レビューの性格を考察するために、本節では3つの指針を手掛りとして用いることとする。ここに3つの指針とは、①ニューヨーク証券取引所が1973年に公表したいわゆるホワイト・ペーパー、②財務分析家連盟が年次報告書等の審査に用いる基準、③SEC提出用のフォーム10-Kに記載される「事業の記述」をめぐる法規制、である。このうち、①と②は法規制ではないがオペレーショナル・レビューに直接かかわる指針であり、③は法規制ではあるが株主向け年次報告書に適用されるのではなく、オペレーショナル・レビューの間接的な指針にすぎないものである。

1. ニューヨーク証券取引所の白書

ニューヨーク証券取引所は1973年12月に「株主への財務報告および関連事項に関する勧告と論評」(Recommendations and Comments on Financial Reporting to Shareholders and Related Matters)と題する白書を発表した¹⁾。当時、株主向けの年次報告書記載事項としては、基本的な財務情報が要求されているのみで、文章による開示については何ら規制がなされていなかった²⁾。こ

1) この白書については、Stanley Weinstein, Daniel Schechtman and Michael A. Walker, *SEC Compliance—Financial Reporting and Forms* (Englewood Cliffs, N. J. : Prentice-Hall, Inc.) のパラグラフ4323によった。

2) 1974年10月31日に公表された Securities Exchange Act of 1934 の Release No. 11079のうち“Background”についての記述による。

のような状況の下に発表された上記の白書は、法規制以上に多くの項目を年次報告書に記載するよう勧告したのであるが、その中の1項目として「事業の記述」(description of the business)に関するものが含まれていた。その背景としては、事業の多角化がある。1971年5月にFEI (Financial Executives Institute) が事業ライン別の開示を株主向け年次報告書において行うことを勧告したが³⁾、ニューヨーク証券取引所はFEIのこの勧告を強く支持するとともに、読者が種々の事業ラインの性質を正しく理解できるように、文章による十分な「事業の記述」を提供するように勧告し、次の諸事項を含むこととしたのである。

- 競争状態 (competitive conditions)
- 主要顧客 (key customers)
- 既存製品 (current products)
- 新製品 (new products)
- 市場 (markets)
- 配給手段 (means of distribution)
- 受注残高 (backlogs)
- 特許 (patents), など

2. 財務分析家連盟の審査基準

財務分析家連盟 (The Financial Analysts Federation) の会社情報委員会 (Corporate Information Committee) では、毎年、企業の財務報告の努力を審査し、業種別に企業を順位づけるという試みを行っている。この審査制度は財務報告の諸側面を含むものであるが、全体の40~50%のウエイトが年次報告書におかれている。会社情報委員会が企業の財務報告制度の審査を始めたのは1950年代であるといわれるが、審査報告書が作成されたのは、1974年の年次報告書等の審査に関するものが最初であった⁴⁾。審査報告書には、審査結果とと

3) *Financial Executive* (August 1971), p. 10 の Editorial Memo 参照。

4) The Financial Analysts Federation, *Corporate Information Committee Report including Evaluation of 1974 Reporting in Selected Industries* (New York, N. Y. : The Financial Analysts Federation, April 1976).

もに審査基準のチェックリストが掲載されている。そこには、1項目として「部門別ないしセグメント別の営業活動の討議」(Discussion of Divisional and/or Segment Operations)が挙げられているが、前後の関係から判断して、これはオペレーショナル・レビューに相当すると考えられる。そこで、チェックリストのこの部分を示すと、以下のごとくである⁵⁾。

- a) 売上高、原材料、原価、経費および利益の区分がどの程度十分になされているか。
- b) 分析目的にとってセグメントが論理的であるか。
- c) 異常な事業展開に対する経営者の対応の説明が含まれているか。
- d) 関連する産業の展開との比較が次の事項を含んでいるかどうかに注意すること。
 - 1. 市場の規模と成長
 - 2. 市場の浸透
 - 3. 地域的な相違
- e) 海外の営業活動
 - 1. 輸出売上を含む収益
 - 2. 連結海外利益 VS 持分利子
 - 3. 市場ないし地域の動向
 - 4. 租税の状況

3. SEC フォーム 10-K 記載事項の規制

SEC (証券取引委員会) は1974年10月31日に、1934年の証券取引法にかか
る通牒第11079号を発行し、株主向け年次報告書の開示を改善するため証券取
引法の改正を行った。この改正は、同年12月20日以降に終了する事業年度より
適用されることとなったが、その中で株主向け年次報告書に「事業の記述」
(description of business) を含めることとされたのである。すなわち、証券取
引法の規則14 a - 3(5)および14 c - 3(5)で次のように定められ、今日に至ってい

5) “Checklist of Criteria for Evaluating Financial Communications Effort” の I. A. 5. に掲載されている。なおこの部分は1979年の審査にかかる会社情報委員会の報告書(1980年12月発行)によった。

る。

「(株主向け年次) 報告書には、会社とその従属会社の事業の一般的な性質と範囲を指摘すると経営者が考える、直近事業年度における当該会社とその従属会社による事業の簡単な記述を含むものとする。」

この規定についての通牒の解説によると、これは当時のフォーム 10-K の項目 1(a)〈事業の簡単な記述〉および 1(b)〈当事業年度期首より生じた重要な変化・展開の記述〉で求められているほどには詳細な情報の記載を要求するものではない、とされている。

この点をめぐって、筆者は 2 通りの解釈のしかたがあると考え。第 1 には、これを 10~20 行程度の非常に簡単な事業紹介とする解釈である。AICPA の *Accounting Trends & Techniques* ではかかる解釈がとられているようである。しかし、現実には年次報告書に「事業の記述」というセクションを設けて上記のごとき事業紹介を記載している企業は多くない⁶⁾。

「事業の記述」をめぐる第 2 の解釈は、これがオペレーショナル・レビューに間接的にかかわるとするものである。先の通牒の解説は、ここでいう「事業の記述」がフォーム 10-K の項目 1 の「事業の記述」ほど詳細である必要はないというものであった。しかしこのことは逆に、株主向け年次報告書のオペレーショナル・レビューを考えるための参考資料として、フォーム 10-K の「事業の記述」をめぐる規定が有力な手掛りとなることを示唆するものとも考えられるのである。フォーム 10-K の項目 1 の「事業の記述」には、その後の改正を経て、現在はレギュレーション S-K の項目 1 の規定により、次の諸事項を記載することとされている⁷⁾。

(a)直近事業年度における事業の一般的展開

(b)産業セグメントについての最近 3 年間の財務情報

6) 例えば Monsanto Company は財務の概況の中に「事業の記述」のセクションを設けて記載している。

7) 17 CFR Part 229—Standard Instructions for Filing Forms under Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934—Regulation S-K, § 229. 20 の Item 1 を参照。

(c)事業の叙述的記述

(d)外国および国内での事業活動、ならびに輸出売上に関する最近3年間の財務情報

(e) (状況に応じて) 必要とされるその他の情報

ところで証券取引法の規則14 a - 3(6)および14 c - 3(6)は、レギュレーション S-K の項目1の Paragraph(b)、(c)(1)(i)および(d)の規定にしたがって提供される産業セグメント、類似製品またはサービスのクラス、国外および国内の事業活動ならびに輸出売上に関する情報を年次報告書に含めることとしている。SECによるこの規制は、FASBの基準書第14号と若干の相違点を有するもののほぼ同一内容であり⁸⁾、その主要部分は年次報告書の財務情報の部に記載されることが多い。このようにみるならば、論理的に考えて「事業の記述」は上記の(e)を除くと、(a)~(d)の記載事項のうち、(a)、(c)(1)(ii)~(X)と(c)(2)とのかかわりが深いと考えられるのである。本稿では、フォーム 10-K の項目1の上記の部分が年次報告書のオペレーショナル・レビューの内容検討に際して間接的な指針たりうるとする立場から、以下においてその規制項目を示す。(なお、規制の詳しい内容は本稿末尾に参考資料として掲げる。)

a) 事業の一般的展開

- 会社の創立年度および組織形態
- 破産・財産管理等の性質と結果
- 合併・連結等の性質と結果
- 通常の事業によらない資産の取得・処分
- 事業遂行方式の重要な変更

b) 産業セグメントについての財務情報

c) 事業の叙述的記述

①セグメントの事業の叙述的記述

i. 主要製品およびサービス

8) 両者の相違については、末尾一秋「事業別財務情報会計」(森山書店、1979年)、pp. 121-122 参照。

- ii. 新製品またはセグメントの地位
- iii. 原材料の調達先と入手可能性
- iv. 所有する特許権・商標権等
- v. 事業の季節変動
- vi. 運転資金に関する実務
- vii. 少数の顧客への依存度
- viii. 受注残高
- ix. 政府との契約
- x. 競争状態
- ②事業一般の叙述的記述
 - i. 研究開発活動
 - ii. 収益の10%以上を占める顧客の名称
 - iii. 環境に関する開示
 - iv. 従業員数
- d) 外国および国内での事業活動、輸出売上
- e) その他の情報

以上の3つの指針は、オペレーショナル・レビューのあるべき内容を示唆するものと考えられるが、とりわけ産業セグメント別説明に力点をおく業務の叙述的説明としての性格をオペレーショナル・レビューがもつことをよく示しているといえるであろう。(なお、以下単にセグメントという場合は、原則として産業セグメントを意味する。)

Ⅲ. オペレーショナル・レビューの構成と内容

1. オペレーショナル・レビューの構成

次に年次報告書の実態に即して、オペレーショナル・レビューの構成と内容の特徴を明らかにしなければならない。オペレーショナル・レビューには企業の独自性が強く反映しており、多様性が認められるのであるが、そのなかにあっ

てなおかつ、その構成および内容に一般的とよべる程度の特徴を抽出しようとするところに、本節のねらいがある。

最初に、米国企業3社の1980年の年次報告書を用いてオペレーショナル・レビューの構成事例を概述してみよう。

(1) IU International Corporation

IU社は運輸や農業その他を事業とする多角的サービス企業である。第1表に示すように、そのオペレーショナル・レビューにはまず総論的部分があり、

第1表 IU社のオペレーショナル・レビューの構成

	ページ	写真	図	表
IU's Major Markets (総論)	2		5	
Transportation Services	2	3		1
Environmental	2	3		1
Agribusiness	2	3		1
Distribution Services	2	2		1
Industrial & Other	2	2		1
計	12	13枚	5枚	5枚

続いて5つのセグメント（運輸、環境、農業、配給、工業その他）の各々についての説明がなされている。またセグメントごとに3年間の業績表（収益、営業利益、投下資本）が示されており、かつ見開き2ページのうち1ページには全ページ大の写真が掲載され、さらにもう一方のページにも説明とともに1～2枚の写真が掲げられている。

(2) General Electric Company

第2表 GE社のオペレーショナル・レビューの構成

	ページ	写真 (人 物)	写真 (その他)	表
Consumer Products and Services	3	1	3	1
Industrial Products and Services	3	1	3	1
Power Systems	3	1	3	1
Technical Systems and Materials	3	1	3	1
Natural Resources	2	1	3	1
International	2	1	3	2
計	16	6枚	18枚	7枚

GE社は電機事業を中心とする多角的企業で、そのオペレーショナル・レビューには総論はなく、典型的なセグメント別構成をとっている（第2表参照）。この場合、プレジデント・レターが全社的な事業説明の役割を果し、オペレーショナル・レビューは各論的な詳論の役割を果していると考えられる。各セグメントの記載では、業績を端的に表現する見出しが設けられるとともに、5年間の収益と純利益の一覧表が掲げられており、責任者の写真、事業や製品に関する写真も多く掲載されている。そして事業の記述は、一般に製品群ごとの説明の形式をとっている。

(3) Ford Motor Company

フォード社の場合、事業のほとんどが自動車関係であり、売上高の90%以上を占める支配的セグメントとなっている。このため、第3表にみられるように、

第3表 フォード社のオペレーショナル・レビューの構成

	ページ	写真	表
Investing in the Future : Products	6	14	
Investing in the Future : Facilities	2.5	7	
Ford's Dealer Strength	0.5	1	
Ford is More Than Cars and Trucks	1	1	
Investing in the Future : People	3	5	3
計	13	28枚	3枚

オペレーショナル・レビューはセグメント別の構成をとらず、自動車関連事業を中心に製品、設備、ディーラーなど事業の諸側面を多面的に論じるという構成となっている。そして他部門の説明は、一括して1ページにまとめてなされている。なお、写真が多いことは、フォード社についてもあてはまる。

さて、以上に紹介した3社は、実はオペレーショナル・レビューの典型的な類型を代表させる意図をもってこれを示したのである。業種や多角化の程度にもよるので一概に一般化はできないが、実態調査をしてみると、やはり「セグメント別説明」という観点からオペレーショナル・レビューを把握、類型化するのが妥当であると考えられる。すなわち、多角的企業の場合にはオペレーシ

ナル・レビューはセグメント別説明の構成をとるのが一般であるが、その場合にも(a)総論的部分と個々のセグメントの説明を行う各論的部分とから構成される場合と、(b)セグメント別説明のみで構成される場合、とが認められる。他方、非多角的企業の場合は、支配的セグメントのみの多面的説明の構成ということになる。もちろん、セグメント別説明という上記の観点からは類型化しえない

第4表 オペレーショナル・レビューの構成一覧表

①		総論あり	Beatrice Foods Co. Evans Products Co. The Goodyear Tire & Rubber Co. IU International Corp. Kennecott Corp. Lockheed Corp. RCA Corp. Scott Paper Co. W. R. Grace & Co. United Technologies Corp.
②	セグメント別の説明	総論なし	Amax, Inc. Borden, Inc. Cities Services Co. The Coca-Cola Co. Eaton Corp. General Electric Co. Holiday Inns, Inc. International Harvester Co. Monsanto Co. Pepsi Co, Inc. Philip Morris Inc. R.G. Barry Corp. Union Pacific Corp. Walt Disney Productions Westinghouse Electric Co.
③	支配的セグメントについての多面的説明		Ford Motor Co. NCR Corp. Xerox Corp.
④	上記以外のもの		Bethlehem Steel Corp. Caterpillar Tractor Co. Crown Zellerbach Corp. General Foods Corp. The Procter & Gamble Co.

(注) 製造業を中心に手許にある1980年の年次報告書によって分類した。

オペレーショナル・レビューが僅かではあるが存在することはいうまでもない。第4表は、1980年の年次報告書にもとづくオペレーショナル・レビューの構成を類型別に区分し、企業名のみを示したものである。

以上のごとく、現実のオペレーショナル・レビューの構成面における特徴としては、第1にセグメント別説明の形式をとっている点が指摘されよう。また3社の事例から明らかなように、オペレーショナル・レビューに用いられるページ数は多く、写真が多用されている。しかも写真の占めるページ数は全体のほぼ半分にも達している。このことから、オペレーショナル・レビューが単なる事業の説明ではなく、読者に対するPR効果ないしコミュニケーション効果をねらっていることを、その第2の特徴として指摘しうるものと考えるのである。

2. オペレーショナル・レビューの内容

オペレーショナル・レビューの内容については、前節で示したいくつかの指針により、その概要を把握しうるのであるが、それらの指針は厳密な法的要件ではないので実態には多様性がみられることとなる。こうした状況の中で、実態調査にもとづき、米国年次報告書とわが国事業報告書との対比をコミュニケーション論の立場から行った研究成果が、青山則雄専任講師により発表されている⁹⁾。この調査研究は、オペレーショナル・レビューの内容の整理の面でも有益であるので、本稿では青山講師の研究にもとづいて、その要点を必要な範囲でまとめることにより、オペレーショナル・レビューの一般的内容とその特徴を明らかにすることとする。

青山講師の研究では、オペレーショナル・レビューの記載事項は①売上・受注残・利益、②新製品導入、③合併・子会社の設立など、④設備投資、⑤研究開発、の5項目に整理され、その日米比較が試みられている。さらに、これら5項目の各々について、次のような基準が示されているのである。これはオペレーショナル・レビューの標準的な記載内容を体系的に整理したものであり、

9) 青山則雄「日米事業報告書の比較研究(2・完)―営業関連事項の表示について―」『中央学院大学論叢』第14巻第1号(昭和54年10月)、pp. 69—104.

現実の事例を調査してみてもほとんどの記載事項がこの枠組に包摂されるような有益な指針であるといえるので、ここに再録するものである。

1) 売上・受注残・利益

- 部門別・製品別・市場別（国内・海外）に報告がなされていること。
- 業績の直接・間接の背景・要因が説明されていること。
- トレンドについてのデータ提供、あるいはコメント。
- 業界における自社業績の相対的地位を示すこと。
- 将来の見通し、見解を述べていること。

2) 新製品導入

- 具体例の記載
- 市場の反応
- 業績への寄与度
- 今後の展望

3) 合併・子会社設立など

- 目 的
- 業績寄与度および展望（単に期待するのではなく具体的な表現があるかどうか）。

4) 設備投資

- 金額、前年あるいは過去数年間の推移、次年度の予算。
- 目的（能力増強、合理化、公害防止など）。
- 地域別投資額。

5) 研究開発

- 金額、前年比、時系列推移、次年度の予算、分野別内訳。
- 成果、具体例。
- 基本方針、考え方。

以上の諸点についての青山講師による日米比較調査の結果を、ここで極く要点的に一表にまとめて示したものが第5表である。

第5表 オペレーショナル・レビュー記載事項の日米比較

	アメリカ	日本
売上・受注残・利益 ・部門別・製品別・市場別記載 ・業績の背景・要因の説明 ・トレンドのデータ提供・コメント ・業界における自社の相対的地位 ・将来の見通し	売上・利益あり 詳しく具体的 5～10年 記載は少ない あり	売上あり 簡単で抽象的 前年対比 記載は少ない
新製品導入 ・具体例の記載 ・市場の反応 ・業績への寄与度 ・今後の展望	多い 簡単 簡単で抽象的 具体例は少ない	少ない 簡単 簡単で抽象的 なし
合併・子会社設立など ・目的 ・業績寄与度および展望	やや詳しい “	簡単 “
設備投資 ・金額 ・前年比、時系列推移 ・次年度予算 ・目的（能力増強、合理化、環境改善） ・地域別投資	多い（また詳しい） 多い 多い 比較的簡単 多い	少ない なし なし 簡単 なし
研究開発 ・金額、前年比、推移、予算等 ・成果 ・具体例 ・基本方針	詳しい 簡単 あり 比較的詳しい	ほとんどなし 簡単 あり 少ない

(注) この表は青山則雄稿「日米事業報告書の比較研究（2・完）」『中央学院大学論叢』（昭和54年10月）のpp. 88—98にもとづき、要点を一表にまとめたものである。

Ⅳ. オペレーショナル・レビューの会計学的意義

米国企業の年次報告書におけるオペレーショナル・レビューの構成と内容は、前節に論述したごとくである。本節では、これまでの論述にもとづき、特に財務情報とのかかわりにおけるオペレーショナル・レビューの会計学的意義を、プレジデント・レターと対比しながら論じることとする。

本稿第1節で指摘したように、プレジデント・レターとオペレーショナル・レビューは、いずれも非会計的事項（特に業務）に関する叙述的説明を行う点

で共通している。このうちプレジデント・レターについては、筆者は別稿においてその実態分析を試み、次のような指摘を行った。

「プレジデント・レターは株主に対する業績の説明、将来への展望の提示、ならびにこれらをめぐる事業環境の説明を主要内容としながら、社会関連事項や謝辞などの記述を通じて株主とのコミュニケーション目的にも用いられているといえる。特にプレジデント・レターが主として叙述的説明によって業績の背景を論述していることは、財務諸表に表現されない質的要因を説明するものである点に加えて、会計の専門知識に乏しい一般株主に重要事項を平易に説明する点で、会計上の計数データに対する補足的機能を果すものであり、会計学上も極めて重要な意義をもつといえるのである。」¹⁰⁾

最初に主要内容についてみてみると、オペレーショナル・レビューも上述したプレジデント・レターの事業業績をめぐる記述と内容的にはかわらないといえる。しかしながら、オペレーショナル・レビューの場合には、全社的な事業の記述に力点がおかれるのではなく、むしろセグメント別業績説明や事業環境の説明が主体となっている。換言すれば、プレジデント・レターが全社的観点からの事業の叙述的説明であるのに対し、オペレーショナル・レビューはセグメントの観点からする事業の叙述的説明であり、プレジデント・レターの内容を補完しより詳細に説明する役割を担うものと考えられるのである。

第2に、プレジデント・レターが会計上の計数データに対する補足的説明機能を果す点についてみてみよう。プレジデント・レターはいわば財務諸表に対する補足的説明を与えるものと考えられるが、オペレーショナル・レビューはセグメント別財務情報に対する補足的説明を与えるものとして、これを位置づけることができよう。いわば両者が全体として、財務情報に対する補足的説明機能を担っているのである。

第3に、プレジデント・レターが事業活動を「平易に」説明している点にふれておきたい。この点ではオペレーショナル・レビューもプレジデント・レタ

10) 拙稿「アメリカ企業の年次報告書におけるプレジデント・レターの実態分析」『商学論究』第28巻第1号(昭和55年7月)、pp. 75—76。

一と基本的に同一レベルにあるとあってよい。エプスタイン (Marc J. Epstein) の調査によれば¹¹⁾、年次報告書の読書にとっての理解可能性では、プレジデント・レターもオペレーショナル・レビューも、ほとんどの読者が容易にこれを理解している。これは、比較的多くの読者が財務諸表の理解に困難を感じているのとは対照的であり (第6表参照)、オペレーショナル・レビューが財務情報の理解を間接的に助けるという役割を果しうると考えられるのである。

第6表 年次報告書記載事項の理解度
(理解が困難な者の割合)

1. 財務諸表の注記	42.13%
2. 財政状態変動表	41.67
3. 貸借対照表	32.18
4. 監査報告書	21.53
5. 損益計算書	14.58
6. プレジデント・レター	4.63
7. オペレーショナル・レビュー	4.17

(出典) Marc J. Epstein, *The Usefulness of Annual Reports to Corporate Shareholders*, p.58.

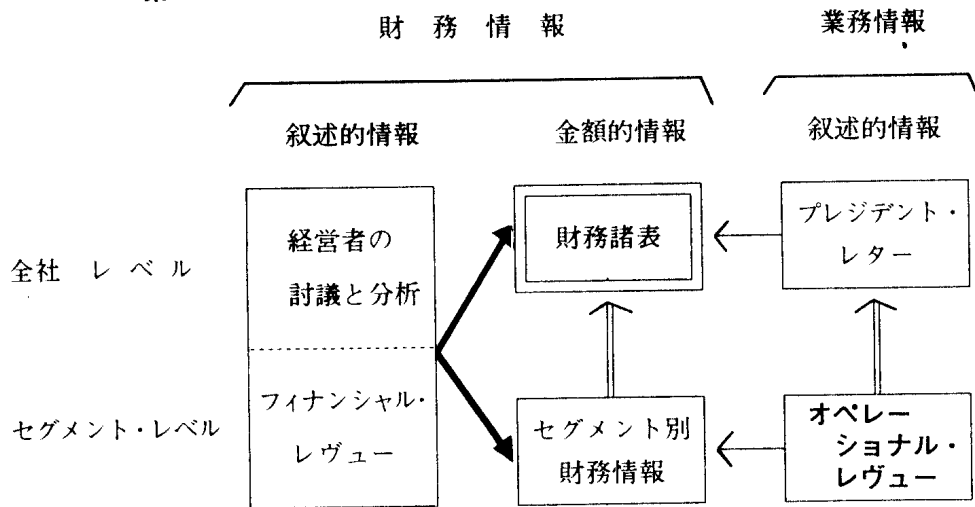
以上の分析を踏まえて、財務情報に対する叙述的説明という観点からオペレーショナル・レビューの位置づけを試みよう。繰り返し述べるように、年次報告書における叙述的説明には、会計的な叙述的説明と非会計的な叙述的説明とがある。前者に属するものとしては、「財政状態と経営成績に関する経営者の討議と分析」(法定記載事項)¹²⁾と、いわゆるフィナンシャル・レビュー (任意記載事項) とがある。そして実態としては、両者が別々に記載されている場合、統合されている場合、そして法定記載事項のみが記載されている場合がある。他方、後者の非会計的な叙述的説明に、プレジデント・レターとオペレーショナル・レビューがあるわけである。

11) Marc J. Epstein, *The Usefulness of Annual Reports to Corporate Shareholders* (1975), p. 58.

12) 証券取引法 (17 CFR 240) の § 240. 14a-3(4)(ii) で Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations をレギュレーション S-K の項目11の規定にしたがって記載することが要求されている。

会計的な叙述的説明は、財務諸表その他の財務情報を直接的に説明するものであるが、非会計的な叙述的説明は、直接的には業務を論じるものであり、財務情報に対しては間接的にその背景を説明する機能を担うものと考えられる。この関係を図示したものが第2図である。

第2図 オペレーショナル・レビューの会計学的位置



第2図で、太い矢印(⇒)は金額的財務情報に対する直接的説明の関係を示し、細い矢印(→)は間接的説明の関係を示している。また二本線の矢印(⇒)は内訳ないし詳論の関係を示している。

第2図から明らかなように、オペレーショナル・レビューは、財務諸表とは直接的なつながりをもたず、プレジデント・レターの補足的説明という機能と、セグメント別財務情報に対する間接的説明の機能を有するものとして位置づけることができよう。このように、プレジデント・レターやセグメント別財務情報という媒介物に対する説明を通じて、段階的に財務諸表に対する補足的説明機能を果たすところに、オペレーショナル・レビューの会計学的意義を認めることができると思われるものである。

V. むすび

本稿では、米国企業の年次報告書におけるオペレーショナル・レビューの会計学的意義を検討した。本論で述べたように、オペレーショナル・レビューの

記載内容については法的規制は設けられていないが、いくつかの指針がみられる。それらの指針を検討してみると、オペレーショナル・レビューは産業セグメント別の説明に力点をおく事業の叙述的説明としての性格をもつことが明らかとなる。また実態調査を行うと、ほとんどの場合にオペレーショナル・レビューが産業セグメント別説明の構成をとっていることが一層明らかとなるだけでなく、写真の利用や平易な解説により、それが読者とのコミュニケーションの役割を果していることも理解されるのである。そして、その主要記載事項としては、売上高・利益などの事業業績やその背景の説明、新製品の紹介、設備投資などが記載されている。

オペレーショナル・レビューは、年次報告書においてプレジデント・レターに対する補足的説明ならびにセグメント別財務情報に対する間接的説明という機能を果し、これを通して間接的に財務諸表の背景説明を行うものである。そしてこの点にこそ、オペレーショナル・レビューの会計学的意義が存するものといわなければならない。

オペレーショナル・レビューやプレジデント・レターは、直接には会計学とかわりをもたないので、会計学上ほとんど論じられることがないのであるが、これらの部分は会計学の知識をもたない読者にとっても理解が容易な部分であるので、財務情報の理解を助けるためにもより明確な位置づけと活用を図る必要があると考えるものである。

<参考資料> フォーム 10-K の「事業の記述」に関するレギュレーション S-K の項目 1(a), (c)の規制内容

レギュレーション S-K の項目 1(a)(1)は、「事業の一般的展開」を記述する際に次のような事項に関する情報を提供することとしている。

- 会社が組織された年度およびその組織形態
- 会社またはその重要な従属会社に関する破産、財産管理または類似の訴訟手続の性質および結果
- 会社またはその重要な従属会社のその他の重要な再分割、合併または連結の性質および結果
- 通常の事業経過によらない、金額的に重要な資産の取得または処分

・事業遂行方式の重要な変更

次に「事業の叙述的記述」については、項目1の(c)(1)でセグメントの事業の記述、(c)(2)で事業一般の記述に関する規制が設けられている。まず(c)(1)は、セグメントの事業の叙述的記述について、次のように規定している。

「会社とその従属会社によって行われた事業および行うことが意図された事業を、会社の支配的産業セグメントまたは財務諸表に財務情報が提示されている報告可能な産業セグメントごとに焦点を当てて記述すること。各セグメントの記述には、その会社の全体としての事業を理解するのに重要な程度まで、この項目1のパラグラフ(c)(1)(i)から(x)で指示されている情報を含むこととする。会社の産業セグメントについて、どのような情報が重要であり開示されるべきかを決定するに際しては、会社は、その事項の会社に対する重要性（例えば、会社の事業に対し比較的影響の小さい事項が、将来の収益性にとって重要であるとして、経営者によって表示されているかどうか）、その事項の波及性（例えば、それがセグメント情報の多数の項目に影響を与えるあるいは与えそうであるかどうか）、そしてその事項の衝撃性（例えば、それがセグメント情報に反映されている動向を歪めるかどうか）のごとき量的要因と質的要因の双方を考察しなければならない。全体としての会社の事業にとって量的には重要でないように思われる情報であっても、あるセグメントについての情報を開示しなければならない状況が生じるかもしれない。諸セグメントについての記述は、会社の事業に対する諸セグメントの重要さおよび各々について論じられている情報の種類の重要性の結果として、その範囲と詳しさを異にすることがある。」

ここで項目1のパラグラフ(c)(1)(i)から(x)で指示されている情報とは、次に示すとおりである。

- (i) 会社とその産業セグメントで生産した主要な製品および提供した主要なサービス、ならびにそのセグメントの主要な製品およびサービスの主な市場および配給方法。さらに、ある種類の類似した製品またはサービスが、最近3事業年度のいずれかに連結収益の10%以上を占めた場合、もしくは同じ期間中の総収益が5千万ドルに達しなかったときは連結収益の15%以上を占めた場合には、最近3事業年度の各々についてその貢献した金額または総収益に対する比率を記載すること。
- (ii) 金額的に重要な会社の資産の投資を必要とするか、別の意味で重要性をもつような新製品または新産業セグメントについてすでに公表されている場合、またはこれについての情報を会社が別の方法で公にしていた場合には、その製品または産業セグメントの地位の記述（例えば、計画段階であるのかどうか、原形が存在するのかどうか、製品設計の進行程度、またはさらに技術処理が必要かどうか）。このパラグラフは、ここで開示しないならば公にならない会社情報で、それを開示することが会社の競争的地位に不利に影響するような情報の開示を要求する意図をもつものではない。

- (iii) 原材料の調達先と入手可能性。
- (iv) その産業セグメントの重要度および保有するすべての特許、商標権、認可、販売独占権および利権の期間と効果。
- (v) その産業セグメントの事業が季節変動的であることの程度。
- (vi) 運転資本項目に関する会社と産業界の実務（例えば、顧客からの突然の配達要求に備えるため、あるいは供給者からの継続的な財貨の割当てを確保するために、相当の金額の在庫を保有する必要がある場合；会社が商品を返品する権利を与えている場合；または会社が顧客に対して支払遅延の条件を与えている場合）。
- (vii) 一人あるいはそれ以上の顧客の喪失がセグメントに不利な影響を及ぼすような単一の顧客または少数の顧客に対するそのセグメントの依存。そのセグメントによって会社の連結収益の10%以上に相当する金額の売上が顧客に対してなされたならば、かかる顧客の名称および各々の顧客と会社との関係を開示するものとする。この目的のために、共通の統制下にある顧客グループ、および重要性ある場合相互に関係会社である顧客、は単一の顧客とみなすものとする。
- (viii) 最近および前事業年度の比較可能な日において確かであると信じられる受注残高の金額、ならびに、そのうち合理的にみて当事業年度に満たされることが期待されない部分の指摘、および受注残高の季節的局面その他重要な局面。
- (ix) 政府の選挙によって、利益の再交渉または契約ないし下請契約の終結となるような、事業の重要な部分の記述。
- (x) 関係している事業の競争状態。これには重要性ある場合、会社が競争している特定の市場の名称、競争者の推定数、およびもし会社にとって既知もしくは合理的に知りうるならば会社の競争的地位、を含める。そのセグメントに主要な製品またはサービスもしくは主要な製品またはサービスの区分がある場合には、別の考慮を払うこと。一般に競争者の名称を開示する必要はない。特定の場合で競争者の名称を含めることの影響がミスリーディングでないならば、かかる名称を含めてもよい。しかし少数の競争者がその産業で支配的であることを会社が知っているか知る理由があるならば、競争者が明らかにされなければならない。競争の主たる方法（例えば、価格、サービス、保証あるいは製品の性能）はこれを明らかにしなければならず、会社の競争的地位に付随して肯定的または否定的な要因が存在する場合で会社にとって既知もしくは合理的に知りうるならば、それを説明しなければならない。

さて、セグメントの事業の叙述的記述については上記のごとき規制が設けられているが、これに対して会社の事業一般の叙述的記述については、レギュレーション S-K の項目 1(c)(2)では次の(i)から(iv)で指示されている事項を論じ、かつ重要性ある場合には、どの産業セグメントでこれらの事項が重要であることを識別することとされている。

- (i) 重要性があるならば、会社が発起人となり一般に認められた会計原則にしたがって

決定された研究開発活動で、最近3事業年度の各年度中に費された推定金額。さらに、同じ年度中に重要な顧客が発起人となった研究開発活動で、新しい製品・サービスまたは技術の開発もしくは既存の製品・サービスまたは技術の改善に費された推定金額を記載すること。

- (ii) 会社の連結収益の10%以上に相当する額の売上がなされた顧客の名称、およびかかる顧客の各々と会社とに関係があるならば、その関係。この目的のために、共通の統制下にある一群の顧客および、重要性があるならば相互に関係会社である顧客は、単一の顧客とみなされるものとする。
- (iii) 環境への物資の排出を規制し、もしくは環境の保全に関して制定または採択された連邦、州および地方政府の条項の遵守が、会社とその従属会社の資本的支出、収益および競争的地位に及ぼす重要な影響に関しても、適切な開示がなされなければならない。会社は、環境統制施設のための重要な資本的支出推定額を、当事業年度の残りおよび次期事業年度および会社が重要と考えるより長期間について、開示するものとする。
- (iv) 会社によって雇用されている者の数。

(1981年8月)

(筆者は関西学院大学商学部助教授)

(本稿の執筆については、昭和56年度科学研究費補助金(一般研究(C))の交付を受けた。)